

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<p style="text-align: center;"><b>電気供給約款</b></p> <p style="text-align: center;">2026年10月1日改定版</p> <p><b>1.適用 から</b> <b>12. 承諾の限界 まで</b> （略）</p> <p><b>Ⅲ 契約種別および料金</b></p> <p><b>13 従量電灯</b> ニ 料金 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>電源調達調整費</u>および容量拋出金反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、契約のお知らせおよび重要事項説明書に定める通りといたします。</p> <p><b>14 低圧電力</b> イ～ハ（略） ニ 料金 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>電源調達調整費</u>および容量拋出金反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、契約のお知らせおよび重要事項説明書に定める通りといたします。 ホ～ハ（略）</p> <p><b>Ⅳ 料金の算定および支払い</b></p> <p><b>15.料金の適用開始の時期 から</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>電気供給約款</b></p> <p style="text-align: center;">2025年4月1日制定版</p> <p><b>1.適用 から</b> <b>12. 承諾の限界 まで</b> （略）</p> <p><b>Ⅲ 契約種別および料金</b></p> <p><b>13 従量電灯</b> ニ 料金 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>市場価格調整額</u>および容量拋出金反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、契約のお知らせおよび重要事項説明書に定める通りといたします。</p> <p><b>14 低圧電力</b> イ～ハ（略） ニ 料金 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>市場価格調整額</u>および容量拋出金反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、契約のお知らせおよび重要事項説明書に定める通りといたします。 ホ～ハ（略）</p> <p><b>Ⅳ 料金の算定および支払い</b></p> <p><b>15.料金の適用開始の時期 から</b></p>	<p>今回の約款変更に伴う改定日の更新</p> <p>市場価格調整額を 電源調達調整費に変更</p> <p>市場価格調整額を 電源調達調整費に変更</p>

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<p><b>19.料金の算定 まで</b> （略）</p> <p><b>IV 料金の算定および支払い</b></p> <p><b>20 日割計算</b> (1)当社は、19（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。 イ （略） ロ <u>最低料金、電力量料金、容量拠出金反映額、電源調達調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は日割計算をいたしません。</u> ハ～ホ 削除</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p><b>21.料金の支払義務および支払期日 から</b></p> <p><b>56.自家用電気工作物 まで</b> （略）</p> <p><b>電気供給約款（附則、別表含みます）制改定履歴</b> 2025年4月1日制定 <u>2026年10月1日改定</u></p> <p><b>附 則</b> 1 本約款の実施期日</p>	<p><b>19.料金の算定 まで</b> （略）</p> <p><b>IV 料金の算定および支払い</b></p> <p><b>20 日割計算</b> (1)当社は、19（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。 イ （略） ロ 最低料金、電力量料金は、日割計算をいたしません。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ 容量拠出金反映額は、日割計算をいたしません。 ホ イ、ロ、ハおよびニによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2)～(3)（略）</p> <p><b>21.料金の支払義務および支払期日 から</b></p> <p><b>56.自家用電気工作物 まで</b> （略）</p> <p><b>電気供給約款（附則、別表含みます）制改定履歴</b> 2025年4月1日制定</p> <p><b>附 則</b> 1 本約款の実施期日</p>	<p>日割計算対象外の項目 追加</p> <p>日割計算対象外の項目 削除</p> <p>改定日 追加</p>

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<p>本約款は、2026年10月1日から実施いたします。</p> <p><b>2 需要場所についての特別措置</b> （略）</p> <p><b>3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</b> イ（略） ロ（ハ）電気の供給を開始し、または本契約を終了させる場合のロにいう検針期間等の日数は、別表5（日割計算の<u>基本算式</u>）（2）の規定に準ずるものといたします。</p> <p><b>別 表</b> 1～4（略） <b>5 日割計算の基本算式</b> イ（略） ロ～ハ 削除</p> <p><b>6 電源調達調整費</b> （1）電源調達調整費は、市場価格調整額およびカーボンフリー促進費の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。 （2）電源調達調整費を構成する市場価格調整費およびカーボンフリー促進費については、それぞれ次の「7 市場価格調整」、および「8 カーボンフリー促進費」の定めのとおりといたします。</p>	<p>本約款は、2025年4月1日から実施いたします。</p> <p><b>2 需要場所についての特別措置</b> （略）</p> <p><b>3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</b> イ（略） ロ（ハ）電気の供給を開始し、または本契約を終了させる場合のロにいう検針期間等の日数は、別表5（日割計算の<u>方式</u>）（2）の規定に準ずるものといいたします。</p> <p><b>別 表</b> 1～4（略） <b>5 日割計算の基本算式</b> イ（略） ロ 電力量料金 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p><b>（新設）</b></p>	<p>実施期間 変更</p> <p>「方式」を「基本算式」へ変更</p> <p>ロ～ハ 削除</p> <p>電源調達調整費の項目 追加</p>

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<p><b>7 市場価格調整（略）</b></p> <p><b>8 カーボンフリー促進費</b></p> <p>(1) カーボンフリー促進費の請求</p> <p>当社及びストエネは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づき、電気事業者が講ずべき措置として目標値が定められている非化石電源比率の向上について、目標の達成に必要な非化石証書の調達等に係る費用に相当する額として当社が定める金額を、2026年10月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、カーボンフリー促進費としてお客さまにご請求いたします。</p> <p>(2) カーボンフリー促進費の算定</p> <p>カーボンフリー促進費は、以下の算式により算定される金額とします。なお、カーボンフリー促進費およびカーボンフリー促進費単価の金額の単位は 0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>カーボンフリー促進費</p> <p>=カーボンフリー促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）</p> <p>カーボンフリー促進費単価</p> <p>=（非 F I T 非化石証書の指定金額※1 + 非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率※3 ÷（1 - 損失率※4）×（1 + 消費税率）</p> <p>※1「非 F I T 非化石証書の指定金額」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 11 条に基づき設けられる価格制限のうち「非 F I T 再エネ指定非化石証書」または「非 F I T 再エネ指定なし非化石証書」の最高価格</p>	<p><b>6 市場価格調整（略）</b></p> <p><b>（新設）</b></p>	<p>条項数 変更</p> <p>カーボンフリー促進費の項目 追加</p>

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<p>のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。</p> <p>※2「非化石市場の売買手数料」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 20 条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。</p> <p>※3「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎年 6 月に、その年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。</p> <p>※4「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。</p> <p>(3) カーボンフリー促進費単価の改定</p> <p>当社は、毎月 1 日時点において、カーボンフリー促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のカーボンフリー促進費単価により算定するカーボンフリー促進費の適用を開始するものといたします。</p> <p><b>9 容量拠出金反映額（略）</b></p> <p><b>(1) 容量拠出金反映額の算定</b></p> <p>イ～ト（略）</p> <p>チ 供給契約が終了した場合における容量拠出金反映額の取扱い</p>	<p><b>7 容量拠出金反映額（略）</b></p> <p><b>(1) 容量拠出金反映額の算定</b></p> <p>イ～ト（略）</p> <p>チ 供給契約が終了した場合における容量拠出金反映額の取扱い</p>	<p>条項数 変更</p>

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新（変更後）	旧（変更前）	変更内容
<p>供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額（(1)ト(0)によるものに限ります。）の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）を、前述の定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金金額を超過した場合、当社は 7 市場価格調整(1)ト(イ)(0)と同様の方法により当該超過額の清算を行います</p> <p>(2)(略)</p>	<p>供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額（(1)ト(0)によるものに限ります。）の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）を、前述の定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金金額を超過した場合、当社は 6 市場価格調整(1)ト(イ)(0)と同様の方法により当該超過額の清算を行います</p> <p>(2)(略)</p>	<p>条項数 変更</p>